

# 政策情報学会が発行する Newsletter への会員関連情報・広告掲載に関する指針 (Newsletter 情報広告ガイドライン)

政策情報学会 Newsletter 編集委員会

政策情報学会（以下、本会）では、「政策情報をめぐる諸問題について組織的な調査研究と交流を促進し、個の成熟と社会の発展、ひいてはグローバル社会の平和と安定に寄与すること」を目的としている。この目的を達成するため、会則に基づき、Newsletter 編集委員会（以下、当委員会）を設置し、Newsletter（年４回）を発行している。

しかしながら、会員相互の連携を図り、政策情報学の更なる発展を目指すためには、本会運営側（理事会・各種委員会・各種プロジェクト・事務局）が発信者となり一方的に情報を発信するだけでは、会員は受信者の立場のみとなり、政策情報学および本会の設立趣旨に十分に沿うものとなっていないとも考えられる。当委員会では、会員が情報発信者となり Newsletter へ会員関連情報・広告を掲載することが、今後の政策情報学発展に対して望ましく、必要不可欠であり、意義あるものとする。

そこで、会員より会員関連情報・広告を募集・掲載するにあたり、その一定基準として「政策情報学会が発行する Newsletter への会員関連情報・広告掲載に関する指針」（以下、本ガイドライン）を提示する。

## 1. 掲載の基本原則

掲載にあたっては、(1)学会の趣旨・目的に沿う情報発信、(2)公平・公正なルールに基づく掲載、(3)無償掲載、を基本原則とする。

## 2. 掲載の対象範囲

掲載者の対象範囲は、一般・学生・法人問わず本会所属会員のみとする。また、掲載内容の対象範囲は、原則として、「会員関連情報」は一般会員・学生会員・法人会員を対象とし、「会員広告」は法人会員のみを対象とする。

Newsletter に掲載できる「会員関連情報」は、会員が出版に関係し（編集・執筆・分担執筆・翻訳等）且つ会員の専門分野・領域において政策情報学的視点による内容が掲載されている出版物の紹介および会員が所属する団体が主催・共催するイベントならびに行事案内とする。なお、本ガイドラインにおける出版物とは、「出版社より市販出版されている書籍・雑誌・報告書等」を指す。

また、Newsletter に掲載できる「会員広告」は、法人会員の団体紹介および法人会員が主催・共催するイベントならびに行事の案内とする。

## 3. 掲載の手順と方法

「会員関連情報」および「会員広告」の掲載手順は以下の通りとする。

### ( 1 ) 掲載申請と適否の判断

掲載申請は、自薦を基本に、他薦の場合には事前に会員本人の許可を得るものとし、ガイドラインに遵守していれば、原則として申請された全ての「会員関連情報」および「会員広告」を掲載する。

### ( 2 ) 入稿方法と掲載手順

掲載原稿の入稿は、Newsletter に掲載する当委員会委員長のアドレス宛に電子メールで送付する。送られた原稿は委員長が各委員へ転送・確認後、掲載許可とする。

### ( 3 ) 掲載方法

#### (ア) 会員関連情報

##### ( a ) 出版物

出版物の紹介については、「出版物のご案内」項目を設置し掲載する。なお、掲載内容は、著書名、編著者名、出版地、出版社、出版日、総ページ数、シリーズ名；巻、ISBN ナンバー、とする。なお、翻訳書の場合は の冒頭に原著者名を追記する。

##### ( b ) イベント・行事

イベント・行事の案内については、「イベント・行事のご案内」項目を設置し掲載する。なお、掲載内容は、イベント・行事名、開催趣旨、開催日時、会場（住所・建物名） 主催・共催団体名、交通手段、問い合わせ先、その他（参加方法の可否、URL、使用言語など） 掲載依頼会員名、とする。

#### (イ) 会員広告

「会員広告」については、全項目掲載の最後部に、統一枠組みの範囲内に遵守して掲載する。なお、統一枠組みの大きさは、発行する号に応じて編集委員会が決定する。

### ( 4 ) 編集

申請のあった「会員関連情報」「会員広告」の掲載にあたっては、Newsletter の全体構成・掲載記事・デザイン等の観点から当委員会が編集を行うため、掲載の場所・時期・順序等は、当委員会の権限で調整・決定する。

( 2008.1.26 理事会において決定 )